

69号	
発行日	2026年8月1日
発行所	岐阜市六条大溝4-13-6
発行者	公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長	玉川福和
電話番号	058-274-0617
FAX番号	058-275-7045



令和8年度浄化槽実務者研修会の様子

岐浄連

デジタル化実施状況や
最新の知見、通達等研修

令和8年度浄化槽実務者
研修会に1400名

（公社）岐阜県浄化槽連合会（玉川福和会長）主催の令和8年度浄化槽実務者研修会が6月1～5日にかけて、岐阜県環境会館（岐阜市）および飛騨・世界生活文化センター（高山市）で開催された。浄化槽実務者ら1400名が参加し、県内の浄化槽の維持管理実施状況や作業報告書の改訂、デジタル化の実施状況、ブロー間欠運転への実証着手や、異常早期発見に向けた風量計・圧力計の使用、浄化槽適正普及に係る岐阜県からの指導・通達事項について研修した。

開会講義
要 旨

AIや間欠運転実証に着手、
一層の信頼確保へ取組深化

（公社）岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和



岐浄連・玉川福和 会長

歴史を重ねてきたこの研修会も、実施の度に少しずつ成果を報告できています。私たちは浄化槽維持管理作業のデジタル化を達成し、現在は記録票のデジタル配信に取り組み、その配信率は84%に達した。まもなく100%に達するものと考えている。

さて記録票のデジタル配信を進める理由だが、私たちは浄化槽の信頼確保、放流水質の向上を図るためデジタルによる維持管理を実施している。しかし電子入力した記録票を印刷して、紙で渡すというのは中途半端の感がある。また作業結果も設置者に伝わらなければ意味はない。そのため設置者に利便性の良い形で、分かりやすく伝えるという観点からデジタル配信を決定した。

一方、国会では下水道事業の廃止規定を盛り込む改正下水道法の審議が進めら

れている。下水道は今後、人口減少で採算性が悪化する。老朽化も進み、この更新費用の負担が困難という事態が表面化しつつある。この状況を放置して発生してしまっただけが埼玉県の道路陥没事故で、同様の事故が日本全国どこで発生してもおかしくない状況になりつつある。私たちはこれまで、このまま下水道事業を続けると自治体の財政を圧迫し、今に破綻の危機に直面する。合併処理浄化槽がその受け皿になるといふことは言い続けてきたが、浄化槽の維持管理がでたらめであり、受け皿にはなり得ない。こう指摘を受けたのが、今、私たちが達成した維持管理作業のデジタル化の発端であった。

この法改正で、ようやく合併処理浄化槽が認められたという思いもある。単独処理浄化槽を廃止したのが平成12年。当時もさまざまな議論を引き起こしたが、ようやくこころまでたどり着いた。ただし、下水道を浄化槽に切り替えるとしても、その設置負担のあり方、廃止しても発生し続ける下水道債の償

還など問題は依然として多く残っている。皆さんは住民と一番接点を持つため、こうした動きが実現したときは浄化槽の適正な普及に向けた周知等にご協力いただきたい。

私たちは今後、放流水質向上に向けて、透視度を基礎としたデータを経時的にグラフ化した水質状況、必要な対応を判定するAI構築と活用などの取り組みを進めてまいりたい。そしてまた、それが設置者の具体的なメリットにも結びつくようにする必要がある。今夏以降、放流水質Aランクの浄化槽を対象に50基ピックアップし、間欠ブローの実証を始める。間欠運転パターンを変えた5グループで効果を検証する。これによって仮に運転時間が半減すれば、1基当たり年1万円要する電気代が年5000円。10万基あれば5億円の削減につながる。これはCO₂削減にも資する。

こうした方針で1年取り組み、また来年の研修会で成果をご報告してまいりたい。皆さまにおかれても、こうした目標に向けて突き進んでいることを念頭に日々の業務に当たっていただきたい。

研修会は玉川会長の開会講義で始まり、研修会の趣旨、浄化槽が担う社会的役割、維持管理の目的、今後の方針について説明があった。

この中で玉川会長は、浄化槽維持管理のデジタル化の目的が「放流水質の向上」と「設置者からの信頼確保」にあると強調。老朽化と人口減少で維持が困難になりつつある下水道の受け皿として浄化槽がその役割を果たすためには、適正な維持管理体制の確立と、取り組みの一層の深化が不可欠と述べ、現在のデジタル化の延長線上にあるAI活用や、設置者メリットにもつながる間欠ブロワの実証にも着手することなどを説明した。結びに、次回の研修会で再び成果を報告できるよう全力で取り組む決意を示した上で、浄化槽の適正な普及に向けて参加者らの一層の協力を呼びかけた。

浄化槽の95%超が
法定基準満たす

次いで来賓挨拶の後、関係団体、行政、浄化槽メーカーの講師による講演が行われた。

まず（一財）岐阜県環境管理技術センターが「浄化槽の水処理グラフと法定検査結果書のお知らせ」について講演。岐阜県では放流水の透視度30度以上（BOD13mg/L相当）をAランク、20度以

上（同20mg/L相当）をBランクと分類しており、Bランク以上であれば法定基準を満たす水質が確保されていることが分かる。今回、その最新の統計データとして法定検査と清掃時における透視度一覧を示し、法定検査では7万3246基中7万141基、95・7%の浄化槽が基準を満たしたと報告した。一方、Cランクの浄化槽については、間欠ばっ気で水質が改善したことを報告し、電気代削減の観点からもさらなる研究を進めていくと併せて報告した。

また講演では、記録票のデジタル配信が進んだことを受けて、従来は1部構成だった記録票を2部構成に変更すると報告した。1頁目は使用者への分かりやすさに重点を置いた各作業結果と設定状況、2頁目を浄化槽法施行規則「技術上の基準」に準ずる記録票としたことを説明した。

電子配信は12・6万件、
普及率84%へ

その後、岐阜県環境整備事業協同組合が「デジタル化による浄化槽清掃の維持管理」、岐阜県浄化槽保守点検業協同組合が「ブロワの重要性と風量計・圧力計の使用目的」、県廃棄物対策課と建築指導課が「行政報告」、（公社）岐阜県浄化槽連合会が「岐阜県浄

化槽生涯機能補償制度修理実績と事例」、岐阜県管設備工業協同組合が「浄化槽設置時の留意事項」、フジクリン（株）が「C B型浄化槽」についてそれぞれ解説した。

岐阜県環境整備事業協同組合は主に、維持管理作業の電子化の概要と利点と現在の導入状況を報告し、特に直近の取り組みである記録票の電子

配信は市町村ごとに差異はあるものの、岐阜市で81%（1万2316件）、瑞穂市で87・1%（1万2008件）など進み、県平均では84・4%（12万6203件）に達したと説明した。

岐阜県浄化槽保守点検業協同組合は、ブロワの機能維持を図るための風量計と圧力計の使用方法を解説し



熱心に説明に聞き入る受講者ら



風量計・圧力計の説明の様子

浄化槽の水処理グラフ

法定検査から清掃

合併処理浄化槽10人槽以下

透視度ランク

A 30度以上	D 10度未満	油 油脂類 25mg/L 超過
B 29度～20度	D1 1年目	E 流入水BOD 200mg/L 超過
C 19度～10度	D2 2年以上連続	

透視度とBOD 相関関係

透視度(度)	BOD値(mg/L)
30	13
20	20
10	42

維持管理区分

7 7条検査	G 下水切替
K 11条検査 (契約変更)	H 空家・休止

2025/4/1～2026/3/31 増減

増	7	1,168基	計 1,607基
	K	199基	
	H	240基	
減	G	160基	計 -873基
	K	244基	
	H	469基	

らくらく一括契約（契約期間4月～3月基本パターン）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	保守				保守		11条		保守		清掃

法定検査		
2025年 (24/12～25/11)		
計73,246基		
A 透視度50度以上	43,375基	59.2%
A 透視度49～40度	10,210基	13.9%
A 透視度39～30度	14,225基	19.4%
	計67,810基	92.6%
B	2,331基	3.2%
C	2,865基	3.9%
D	240基	0.3%

Dランク 計240基 内訳		
法定D1	161基	
D2以上	79基	
油	25基	
E (BOD)	21基	
不特定	33基	

法定検査からの透視度移動						
A						
A	→		63,413基	(94.0%)	計 67,435基 91.6%	
B	↗		1,622基	(2.4%)		
C	↗		1,600基	(2.4%)		
D	↗		53基	(0.1%)		
—	増		747基	(1.1%)		
A	減	—	382基	—	—	
B						
A	↘		2,869基	(72.0%)	計 3,985基 5.4%	
B	→		456基	(11.4%)		
C	↗		571基	(14.3%)		
D	↗		36基	(0.9%)		
—	増		53基	(1.3%)		
B	減	—	36基	—	—	
C						
A	↘		1,063基	(55.0%)	計 1,932基 2.6%	
B	↘		200基	(10.4%)		
C	→		576基	(29.8%)		
D	↗		57基	(3.0%)		
—	増		36基	(1.9%)		
C	減	—	26基	—	—	
D						
A	↘		83基	(28.3%)	計 293基 0.4%	
B	↘		17基	(5.8%)		
C	↘		92基	(31.4%)		
D	→		87基	(29.7%)		
—	増		14基	(4.8%)		
D	減	—	7基	—	—	

清 掃		
2025年 (25/4～26/3)		
計73,645基		
A 透視度50度以上	15,826基	21.5%
A 透視度49～40度	19,801基	26.9%
A 透視度39～30度	31,808基	43.2%
	計67,435基	91.6%
B	3,985基	5.4%
C	1,932基	2.6%
D	293基	0.4%

Dランク 計293基 内訳		
清掃D1	206基	
法定から移動	87基	
D1	40基	
油	19基	
E (BOD)	12基	
不特定	16基	

行政報告は、浄化槽設置届出書に実際に工事を行なう工事業者名を記載するよう変更したことや、届出書記載や適正な施工のための留意点などの説明がそれぞれ行なわれた。

フジクリーンは、今年4月に発売したばかりのCB型浄化槽の概要を解説した。従来製品と比べ大幅な浅型化を果たしたのが特徴で、施工時、保守点検時における留意点を説明。会場外に設置したカッ TOMODELも確認するよう求めた。

参加者らは各講演に熱心に耳を傾け、今後の業務に向けた知識を深めていた。

下水道整備済み区域の 浄化槽事業への転換促進

1. はじめに

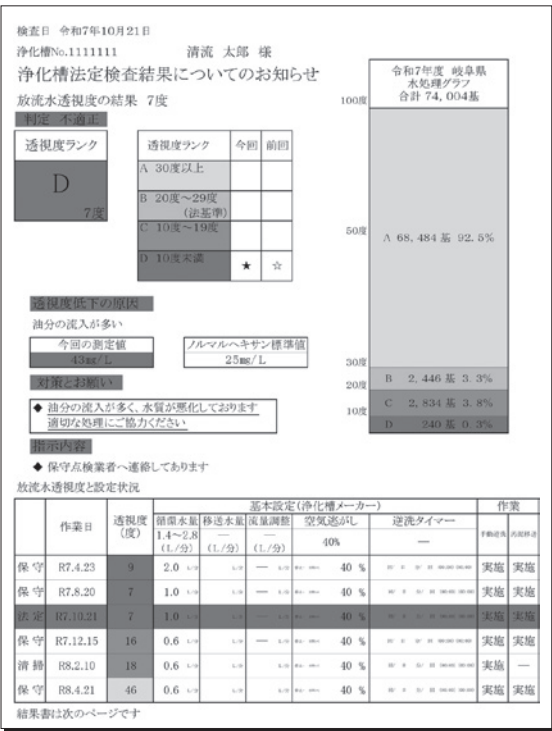
令和6年度末現在、汚水処理人口普及率は93・7%となり、概成の目安とされて

いる95%まであとわずかである。この目標は、平成26年

1月に策定された持続的な汚
水処理システム構築に向けた

都道府県構想策定マニュアルに示され、その期限が令和8年度末であり、達成可能とされている。しかし、人口減少が加速化し、行財政状況の改善もかなり遅れ、汚水処理施設整備に係る集合処理及び個別処理のあり方の検討が、再度求められている。

そこで、本稿では見直しに向けた経緯とその動向を論じたい（4面へ続く）。



二枚構成に変更された記録票

第15回定時総会で事業報告など承認

来賓に江崎県知事ら、取組深化に期待

（公社）岐阜県浄化槽連合会は6月12日、岐阜市の岐阜県環境会館で第15回定時総会を開催した。全2議案を審議・承認し、2025年度事業として浄化槽実務者研修会や、大会「人口減少と戸別下水道」の開催などの実施報告を行った。来賓には江崎禎英県知事、岐阜県市長会の松井聡会長（羽島市長）、岐阜県町村会の宇佐美晃三会長（大野町長）らが出席した。

を打ち出した。そして現在は電子化の取り組みを進めている。浄化槽から良好な放流水質を得るということが私たちの責任であり、今後はAI活用を行ない、一層の取り組みの深化を図りたい。いずれにせよ目的は浄化槽管理者の信頼獲得。まだまだ道半ばであるので、その目標に向けて、皆さまざまのご協力をいただきながら突き進んでまいりたい」と挨拶した。

アのトイレ、駐車場、更衣室などの整備に補助金を用意し、活用を呼びかけているところ。こうした環境維持には皆さまのお力が必要となる。そしてまた現在はいわゆる人口減少が進み、下水道より浄化槽という流れになっている。空き家の活用、こうした施策にも上下水道は極めて重要で、浄化槽の果たす役割は一層重要になる。先ほど皆さま方の電子化の取り組みに感銘を受けたが、引き続き県内の環境保全、公衆衛生の向上にお力添えを賜りたい」と期待を述べた。

総会審議では、定款に従い岐阜県環境整備事業協同組

総会に先立ち、玉川福和会長は「当連合会は浄化槽を通じて、市民の皆さまの期待にだけ応えられるかということを考えてこれまで

阜県知事表彰で2名、会長
 表彰で6名、永年勤続者表
 彰で23名、合計31名に江崎
 禎英知事、玉川会長から表
 彰状が手渡された。

い岐阜県環境整備事業協同組合の田中剛理事長、(一財)岐阜県環境管理技術センターの浅井文彦専務理事の2名を議長に選出し、第1号議案「2025年度事業報告について」、第2号議案「2025

歩んできた。平成元年に浄化槽らしく一括契約を開始。お客様の信頼を裏切るようなことがあってはならないと、罰則規定まで設けた。従来は消毒薬の補充、ブロワの交換、漏水修理などその都度料金をいただいていたが、県下の全ての浄化槽から基金を積み立て、お客様の負担にならないようその中で全ての維持管理を行なう、こういう方針

その後、来賓挨拶に立った江崎禎英知事は「岐阜県の環境保全にご尽力いただきたい。皆さまに感謝申し上げます。本日は郡上市で地域医療の関係者がお集まりになられる大会があり、そこから戻ってきたところだが、岐阜県は自然、水が美しいと多くの方に仰っていただいた。この資源を活かすために、42市町村全てを観光地とすべく、アウトド

このうち2025年度事業報告では、実務者研修会や大会など主要行事の開催状況のほか、浄化槽生涯機能保証制度の実施報告として、2025年度は漏水、仕切板、ろ材、担体、消毒槽等で728件の修理を実施。またブロワ警報器交換は1648件、間欠ブロワ設置は50件行なったと報告した。

(3面から続く)

2. 集合処理と個別処理の経済的分岐点

集合処理と個別処理の経済分岐点は、世帯当たりの管渠距離に基づいて求められる家屋間限界距離⁽¹⁾によって決まるが、検討する対象地域の地形や家屋の分布状況、人口動態等によって影響される。これまで、経済的分岐点は40人／haとされ、40人／ha以上であれば、集合処理の適用、それ以下であれば個別処理を適用することが経済的に有利であるとされてきた⁽²⁾。この根拠は、中西⁽³⁾が、ある市の下水道計画を検討する際に、人口密度に応じた三種の下水道（公共下水道、集落下水道、個人下水道・文献⁽³⁾）を提案し、1 ha当たり40人以下なら下水管で下水を集めるシステムをやめ、個人の家で処理する手法が経済的であることを示した。その後、この40人／haを経済分岐点として多くの報告で用いられ、現在に至っていると考えられる。

しかし、多くの公共下水道では40人／ha以下でも整備され⁽⁴⁾、特に農業集落排水施設ではさらに低い人口密度にもかかわらず事業が適用され、汚水処理原価に見合った使用料単価が設定されていないため、経費回収率が低く、事業経営に影響を及ぼす状況になっている。

総務省の資料⁽⁵⁾による

と、表1で明らかなように、事業区分のうち、人口密度75人／ha以上の事業であれば、安定した経費回収率が得られ、使用料収入も都市部と同等な額になっている。したがって、経済分岐点として75人／haにする点とが、汚水処理施設整備計画を立案するうえで妥当な人口密度といえる。

3. 下水道整備済み地区から浄化槽事業への転換

これまでの集合処理から個別処理への転換は、主として下水道処理区域内の管渠が未整備の区域について当初の下水道整備計画が変更され、浄化槽事業への転換が進められてきた。例えば、令和5年に青森県の下水道等処理区域41・569 haのうち、3,576 haを浄化槽へ転換、令和6年に愛媛県西条市の公共下水道事業計画において整備予定面積を2,734 haから2,165 haに縮小などが行われてきた⁽⁶⁾。令和5年静岡県南伊豆町では、農業集落排水施設4地区のうち、入間処理区をすべて浄化槽事業として、各戸に小型浄化槽を設置する手法に切り替えられ、現在、全ての住宅に個人設置型浄化槽事業として整備が完了している⁽⁷⁾。

表1 下水道事業の経費回収率と使用料^{(5)より作成}

事業区分	経費回収率 (%)	使用料 (円/20m ³)
全事業	76.70	2,755
公共下水道 (人口密度25人／ha未満)	48.80	3,305
公共下水道 (人口密度25～50人／ha)	74.40	3,120
公共下水道 (人口密度50～75人／ha)	83.90	2,815
公共下水道 (人口密度75～100人／ha)	100.20	2,500
公共下水道 (人口密度100人／ha以上)	96.80	2,434
特定環境保全公共下水道	41.10	3,250
集落排水施設	29.70	3,103
公共浄化槽	41.10	3,279

令和7年7月に総務省、国土交通省、農林水産省、環境省の4省で全国にアンケート調査が実施され、表2に示す回答が得られ、218地区が下水道や農業集落排水施設等の整備済みの集合処理から個別処理へ転換したい意向が示された⁽⁸⁾。これらは、い

ずれも人口減少や施設の老朽化が進み、現行のまま事業を維持することが困難であることから転換の意向を示唆し、この傾向は岐阜県内でも該当する地区があると予測され、全国ではさらに増加していくと考えられることから、その対応の検討が必要となる。

浄化槽事業へ転換するうえでは、個人設置型あるいは公共浄化槽とするかの選択や廃止された下水道管渠の撤去も

必要となる。業界としても、浄化槽の設置基数が増えることに伴う維持管理の徹底が求められる、さらには転換の対象地区以外で、早期に設置された浄化槽の老朽化対策を講じなければならな

い。その場合、補修程度で済むか、あるいは本体交換が必要とするかによって更新費用が大幅に異なるため、財源の確保と併せて、住民（浄化槽管理者）の理解も得なければならぬ。これらの対応について難題は多いが、地元行政及び業界へ期待したい。

4. おわりに

下水道法等の一部を改正する法律案が、令和8年3月27日に閣議決定され、人口減少を踏まえた下水道区域の見

表2 整備済み集合処理から個別処理への転換意向区域⁽⁸⁾

都道府県名	自治体数	区域数	都道府県名	自治体数	区域数
北海道	7	9	京都府	1	1
青森県	1	1	奈良県	1	5
岩手県	8	22	和歌山県	6	11
宮城県	3	4	島根県	2	2
福島県	6	24	岡山県	2	4
埼玉県	2	2	徳島県	5	9
千葉県	4	4	香川県	4	8
新潟県	2	25	愛媛県	1	2
石川県	1	3	高知県	4	5
山梨県	2	3	福岡県	5	8
長野県	6	11	長崎県	4	6
岐阜県	4	11	宮崎県	1	1
静岡県	8	24	鹿児島県	4	4
三重県	2	8	沖縄県	1	1

合計 28道府県 97自治体 218地区

【参考文献】

- (1) 環境省：生活排水処理施設整備計画策定マニュアル、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室、平成14年3月（2002）
- (2) 饗場道博：小規模自治体の下水道事業経営 ― 集合処理から個別処理へ ―、東洋大学PPP研究センター紀要、6、1－10（2016）
- (3) 中西準子：水の環境戦略、岩波書店、東京、67－71（1998）
- (4) 総務省自治財政局編：令和5年度下水道事業比較経営診断表、令和5年度地方公営企業年鑑第71集（2024）
- (5) 総務省：下水道事業の現状と課題、総務省自治財政局準公営企業室、令和7年10月（2025）
- (6) 環境省：令和7年度浄化槽トップセミナー大分、浄化槽行政の現状と課題、令和8年2月6日（2026）
- (7) 総務省：集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ&A参考資料集、令和8年3月、1（2026）

直しに必要な規定の整備を図ることとされた。すなわち、集合処理から個別処理への転換手法が初めて明記され、浄化槽の有効性や効率性が評価されたことになった。ただし、浄化槽においては、単独処理浄化槽の解消、保守点検・清掃・法定検査の実施率向上等の対策を強化していかなければならないことを忘れてはならない。